

2 学期からの教育活動の対応について

羽生市立羽生南小学校

※ 2 学期の教育活動の変更点は、下線部の内容に示す。

1 本校の対応の基本方針

学校再開にあたり、現在の状況や環境の中で、校内において最優先して対応することは、子供たちや教職員が新型コロナウイルスを含めた感染症の感染拡大防止及び予防である。次に本年度予定されている教育計画を遂行し、授業時数を確保することである。

(1) 対応期間について

日に日に変わる世間や地域の状況に適切に対処するために、再開後の学校生活の様子等を原則として「2 週間を1つのクール」として評価・分析し、新型コロナウイルスが終息するまでの間対応方針を再度検討していきます。

(2) 学校再開後の2週間の対応方針

- ①現在の状況の中で「感染拡大防止及び予防」の対応を何より優先する。
- ②学級単位以上の教育活動は実施しない。(※わかば学級は、4 学級を1 単位として活動できる。)
- ③原則として教室授業とする。特別教室は利用しない。
- ④体育の授業で校庭を使用する場合は、校庭は、最大2 ブロックに分け(プレイマウントは除く)活動する。体育館はクラス単位で利用する。
- ⑤授業や給食は前向きで行い固定する。
- ⑥季節に関わらず、原則として教室や廊下等の窓は開放する。
- ⑦学校行事は原則として中止とし、「安全・健康」に関するもののみ実施する。(健康診断・避難訓練等)

2 学校生活について

(1) 校内での児童の行動について

- ①通学班登校では、1 列に並んで交通安全に注意して登校する。不必要な会話は避ける。
- ②検温の実施
児童は、毎日登校前に検温を実施し、**健康観察カード**に記入し担任に提出する。忘れた児童は、各教室で検温を行う。
- ③児童は、学校での生活中(給食中は除く)常時マスクを着用する。
- ④登校時に教室への入室前に手洗い・アルコール消毒・うがいを励行する。特に、校外での活動後や休み時間の後、給食前、清掃後は必須。また、咳エチケット等の指導も行う。
- ⑤十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ⑥教室移動の際の廊下歩行は、右側通行を徹底する。
- ⑦教室間の児童の移動は行わない。
- ⑧1 号館の階段は、1. 2 年生が使用する。2 号館の階段は、3. 6 年生は西側階段4. 5 年生は東側階段を利用する。
- ⑨他学年のフロアーには行かない。
- ⑩友達との物の貸し借りは行わない。
- ⑪不必要な身体接触を避ける。(ハイタッチ・握手・手つなぎ等)
- ⑫自分で使っているマスクの表面には触れないようにする。

(2) 教室等の環境について

- ①児童の座席は、可能な限り離して配置する。
- ②夏季・冬季に関わらず定期的な換気を行う。(常時天窓等を対角に2 方向開けておき、更に1 校時ごとに一斉換気を行う。)
- ③全学級等の入り口に、アルコール消毒液を用意し、消毒液の活用を促す。
- ④下校後は、共用箇所の使用部分(机・ドアの接触部位・スイッチ・手すり等)の消毒を行う。
- ⑤水道には、待機場所を学年別に記し、間隔をとり待機する。

(3) 給食時の対応

- ①配膳時
運搬、配膳当番は、活動前に必ず手洗い・消毒を行い、マスク・エプロンを着用して行動する。
配膳時は、受け取る児童の間隔をとり順次受け取れるよう配慮する。

②喫食時

食事の時は、机はグループにせず、授業時と同様の隊形で食事を行う。また、会話は控える。

③片付け時に配膳室に入る際は、一方通行で出入りする。(左：入り口・右：出口)

(4) 歯磨き・清掃・昼休み等の時程について

①給食後の歯磨きは、通常どおりの日課に戻して行う。水道は、学年別に分けて使用する。

②水道では、記された場所で間隔をあけて待機させる。

③当面の間、水曜日のロング昼休みは実施しない。

(5) 休み時間について

①休み時間は、通常どおりに戻す。

②休み時間中も、マスクを着用する。(外遊びも含む) ただし、人との間隔が保てている場合には、はずしてもよい。

(6) 授業について

①授業全体

ア 授業中は、児童が密集する活動や、近距離での活動にならないようにする。

イ 各教科でのグループ活動の際は、机を寄せずに体の向きを変え距離を保ったまま話し合い等を行う。

ウ 学習活動で活用する教材の共用はできるだけ避ける。もし共有で使用する場合は、使用後に手洗い・消毒を行う。

エ 算数の少人数指導は、実施する。(※ 間隔を十分とる)

②各教科

ア 音楽

a) 年間計画の音楽の学習内容を、座学でできる鑑賞等の学習内容から進められるように入れ替えて行う。

b) 歌唱や管楽器等の活動については、演奏者の向きに注意し人との間隔を保ち実施する。

c) 音楽室での席は、教室と同様の隊形にする。(当面は行わない。)

d) 合奏等(鼓笛も含む)の学習は、教室と音楽室で分けて指導し、その際音楽室内は楽器ごとに活動場所を区分(4箇所程度)し、同じ向きでの活動とする。

イ 生活科・理科

a) 理科室での授業の際には、席の配置や活動の仕方を工夫して実施する。

b) 理科の実験は、人との距離を保てるよう配慮して行う。

c) 植物等の観察の際には、観察中の密に注意して行わせる。

ウ 体育

a) 学習内容は、単元の活動内容により、3密を考慮し活動する。

b) 整列・集合や体操・集団走等を行うときには、これまで以上の十分な間隔をとり活動させる。

c) 7月～8月の体育授業は、熱中症の発症を防ぐために、この間の3年生から6年生の学習は、保健学習を優先して行う。また、1・2年生は教科の学習を優先してを行う。ただし、校庭で行う場合、気温が35℃以上の場合(熱中症指数で判断)は、活動を控える。

d) 体育の授業は、当面の間極力校庭を使用する。

e) 体育の活動中は、マスクを外す。見学者はマスクを着用させる。

※ 熱中症に十分気をつけて水分補給をし活動させる。

エ 家庭

a) 家庭科室での活動は、人との距離を保てるよう配慮して行う。

b) 家庭科での調理実習は、学習内容を年度末に変更して行う。

オ 図画工作

a) 図工室での活動は人との距離を保てるよう配慮して行う。

b) 図工室の機材を使用する活動については、人との距離を保てるよう配慮して行う。

カ その他

a) 図書室の利用については、人との距離を保てるよう配慮して行う。

b) 昼休みの図書室の利用は、受付場所と、読書用テーブルにシールドを設置し、席の人数を減らして活用させる。また、使用後の本の消毒を行う。

(7) 集会等の実施の有無

①全校児童が集まる集会、朝会は当面の間(収束の見込みが立つまで)実施しない。

②学年単位やブロック単位の集会を行う場合は、人との距離を保てるよう配慮して行う。

(8) 教室変更

3年生が1学級減に伴い、教室内の環境が3密を避けられない状況にあるため、しばらくの間生活の場所を多目的室とする。

3 発熱・風邪等の対応について

- (1) 児童に発熱（37℃以上）や風邪等の症状がある場合には、医師の診断を仰ぎ体調が整うまで登校は控える。
- (2) 家族の中に、新型コロナウイルスの感染者が出た場合には、出席停止となる。
- (3) 登校後に、発熱が出た場合には、教室ではなく他の場所で待機させ、保護者に引き渡す。

※ 体調が整うまでとは、風邪等の症状がなくなるまでの範囲ということ。
風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、倦怠感等）

4 学級閉鎖・学校閉鎖について

本校において、新型コロナウイルスによる感染者（児童・教職員）が発生した場合は、即座に感染者の状況（感染経路・濃厚接触者等の規模）を把握し、直ちに学校医・保健所・市教育委員会に指示を仰ぎ、感染規模に応じて学級閉鎖・学校閉鎖の措置をとる。また、発生場所を含む生活場所の消毒を行う。

5 教職員のサービスについて

- (1) 教職員も健康管理に努め、毎朝検温を実施し各自**健康観察カード**に記録する。
 - (2) 感染及び体調不良の場合の対応
 - ①風邪等の症状がある場合には、無理に出勤せずに自宅待機する。
 - ②濃厚接触の場合には、自宅待機となる。
 - ③感染した場合は、出勤不可となる。
- ※ 風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、倦怠感等）

6 教職員の対応等について

- (1) 職員同士及び児童との指導においては、ソーシャルディスタンスを考慮し対応する。
- (2) 指導中は、常時マスクを着用する。

7 その他

- (1) 登下校の際には、熱中症予防の観点から人との間隔が保てていればマスクをはずしてもよい。
- (2) 鼓笛の練習については、文部科学省ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、年度当初実施していなかったが、感染防止の対策を施し2学期以降実施していくこととする。